

基本方針

－ 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり －

わが国は、若い世代の人口や出生率が減少傾向にある一方、75歳以上の後期高齢者が国民の4人に1人という超高齢社会となり、いわゆる「2025年問題」があと1年に迫っております。また、近年の福祉を取り巻く環境は、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加など家族形態の変容による家庭内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が危惧される中で生活困窮、孤独死、消費者被害など地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が現れ問題となっています。

誰もが重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築が必要となり若者から高齢者まで、すべての国民に活躍の場がある、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

当町における人口等の動向は、令和6年1月1日現在の人口が22,378人で徐々に減少してきているものの、65歳以上の高齢者の割合は37.6%を超え、世帯数も増加傾向にあります。少子高齢化の進展や核家族化による世帯構成の変化などにより、町民の福祉サービスに対するニーズはますます多様化、高度化する傾向にあります。

このような状況の中、当社会福祉協議会は、地域福祉推進団体としての役割を果たすべく、希薄化しつつある地域のつながりを地域の方々とともに「ふれあい」や「支えあい」を大切にして、新たな地域社会を構築・推進していきます。

誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる福祉のまちをめざし、地区社会福祉協議会やボランティア等の活動を支援し、民生委員・児童委員、自治会、小中学校、各種福祉団体などとのネットワークを構築しながら、地域社会全体で支えあう関係をつくり上げ、様々な福祉事業を展開していきます。

重点目標 - 基本方針を踏まえ、重点目標を次のとおりとします -

(1) 人のつながりがあるまち

- ・ 地区社会福祉協議会や生き生きクラブなどの活動を支援し、敬老会、スポーツ大会、レクリエーション等各種の交流事業を行う。
- ・ 世代を超えた住民が気軽に集うことができるふれあいサロンの活動と新規設置を推進する。
- ・ 福祉体験学習等への協力や研修会を開催し、地域福祉やボランティア活動などの社会活動への参加を促進する。

(2) 支えあいの仕組みがあるまち

- ・ 生活支援コーディネーターを中心に高齢者等からの相談に応じ、そのニーズと地域の取り組みとのマッチングを行う。
- ・ 世帯の外からは捉えにくい困難な事例について、その実情を把握し、関係機関と協力して必要な支援を行う。
- ・ 日常生活自立支援事業（高齢者や障害者等を対象とした福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全サービス 通称「すまいる」）の相談、受付、援助を行う。
- ・ 広報紙やホームページなどにより、町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等の事業や活動を広く発信する。
- ・ 災害時に備え、関係団体と協力して防災研修会等を開催し、災害ボランティアセンターの担い手を養成する。
- ・ 生活福祉資金等、緊急小口資金特例貸付を受けた借受人に、適切な相談支援が行えるよう体制を整備する。

(3) 支え合いの輪が広がるまち

- ・ 地域福祉の担い手となる地区社会福祉協議会、ボランティアなどの育成及び活動を支援する。
- ・ 地区社会福祉協議会・ボランティア活動等福祉活動の担い手を養成、発掘するための各種講座等を開催する。
- ・ 地域住民の参加と協力を得て、援護を必要とする方に対し、低料金での家事援助・買い物代行等の生活支援を行う「住民たすけあいサービス（通称 ちょこっとおたすけ隊）」を行い、住民相互の助け合い推進に努める。
- ・ 福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組む。
- ・ 行政、福祉事業者、関係団体、ボランティア等との連携を強化し、ニーズの把握・情報収集に努め、各種福祉サービスへつなげる等、相談機能の充実を図る。

1. 法人運営

事業等	内 容
法人運営の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・監事会・評議員会の開催 ・評議員選任・解任委員会の開催 ・研修会等へ参加し職員のスキルアップを図る
財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会会員の募集 <ul style="list-style-type: none"> 一般会員（各世帯） <u>*500円×5,500件</u> 特別会員（福祉施設・団体） <u>*5,000円×11団体</u> 賛助会員（本会に賛同する事業所・個人） <u>*5,000円×115口</u> ・共同募金運動（赤い羽根・歳末たすけあい募金） <u>*事業所5件増</u>
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・福祉関係団体・施設等と連絡調整をし連携を深める

2. 広報啓発

事業等	内 容
情報提供 社会福祉協議会への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行 「社協よこしばひかり」年4回発行 ・ホームページによる情報発信 ・「福祉のつどい」の開催 <u>*集客数 200名</u>

3. 地域福祉推進

事業等	内 容
地区社協活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大総、横芝（7分会含）、上堺、日吉、南条、東陽、白浜の各地区社協への活動支援・助成金交付 ・各地区社協正副会長会議の開催 ・7地区合同軽スポーツ大会の開催 ・地区社協と小学校で行う事業支援
地域福祉フォーラム設置推進 ※県社協助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する様々な分野の方に参加いただき地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく場づくりの推進 小域フォーラム：地区社協単位
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、介護・医療生活支援・介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの生活支援サービスを進めるため、職員が生活支援コーディネーターとして、住民同士が支えあうシステムを推進する
ふれあいサロン設置推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子育て中の親等が小地域で気軽に集まり、孤独感の解消や仲間づくり、たすけあいの輪を広げるためにふれあいサロン設置を推進する <u>*新規サロン2増</u>

4. 福祉サービス事業

事業等	内 容
日常生活自立支援事業 (すまいる) ※県社協委託	・日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の不自由な方の金銭管理等を行い、地域で生活できるよう支援する 福祉サービス利用援助・財産管理・財産保全 <u>*登録支援員2名増</u>
住民たすけあいサービス (ちょこっとおたすけ隊)	・住民の協力を得て、日常生活に支援が必要な方に低額な料 金で家事援助等を行う ※利用会員・協力会員として登録していただく <u>*協力会員2名増</u>
福寿会 ※町委託	・70歳以上の一人暮らしで閉じこもりがちな方を毎月1回 町民会館に招いて作品づくり、レクリエーション、軽体操 等を行い、要介護状態への進行を予防する
外出支援サービス ※町委託	・家庭において送迎することが困難で町の認定を受けた高齢 者や障がい者等を病院や公共施設等へ送迎する 利用：月3回まで（透析月6回まで）
福祉カー貸出	・高齢者や障がい者児の外出時に福祉車両を貸し出す ※車両のみ貸出
車いす貸出	・一時的に必要となった方に車いすを貸し出す
声の広報サービス ※ボランティア作成	・町広報紙等をCDに録音し希望者に届ける ・公共施設等に置き貸し出す
声の訪問サービス (もしもし電話)	・65歳以上の一人暮らしの高齢者にボランティアが定期的 に電話をかけ様子を伺う <u>*協力ボランティア2名増</u>

5. ボランティア活動推進

事業等	内 容
ボランティア活動推進 担い手育成	・活動支援、情報収集・提供、コーディネート ・ボランティア養成講座の開催 <u>*30名</u> ・災害ボランティア養成講座の開催 <u>*25名</u> ・ボランティア連絡協議会運営支援 ボランティア派遣事業、交流会等

6. 福祉教育推進

事業等	内 容
福祉やボランティア活動 に取り組む心を育てる	・各小中学校で実施する福祉教育への協力 ・福祉のまちづくり作文・ポスターの募集 優秀作品には、賞状及び記念品を贈呈

7. 相談事業

事業等	内 容
悩みを持つ住民の相談	<ul style="list-style-type: none">・法律相談 弁護士による相談 毎月第1・第3火曜日 1組30分 5組・心配ごと相談 相談員による相談 毎月第2・第4火曜日・お悩み相談 生活支援コーディネーターによる相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

8. 貸付事業

事業等	内 容
福祉資金貸付	<ul style="list-style-type: none">・他から融資を受けることが困難で、貸付により自立できる見込みのある方への貸付 貸付限度額 50,000円
高額療養費貸付	<ul style="list-style-type: none">・高額療養費の支給対象者で医療費の支払いが困難な方への貸付
生活福祉資金貸付 ※県社協委託	<ul style="list-style-type: none">・緊急小口資金特例貸付等に係る相談員を設置し、低所得者障がい者世帯等に必要な支援を行うことによって、経済的な自立と安定を図るための貸付

9. 見舞事業

事業等	内 容
応急援護費	<ul style="list-style-type: none">・災害救助法に該当しない程度の災害(火災・風水害等)による被災者に見舞金を贈る
歳末たすけあい見舞	<ul style="list-style-type: none">・民生委員や地区社会福祉協議会等の協力を得て75歳以上の一人暮らしの方に見舞品を贈る
小川基金見舞	<ul style="list-style-type: none">・故小川一朗氏の浄財で設立した小川基金により要保護世帯及び準要保護世帯の児童・生徒に歳末見舞金、小中学校新入学生に入学祝金を贈る

10. 子どもの遊び場管理

事業等	内 容
子どもの遊び場管理 ※町内2か所	<ul style="list-style-type: none">・横芝地区にある子供の遊び場(本町・古川)の定期点検を行い使用に耐えない場合は撤去する ※児童遊園とは異なる

11. 指定管理

事業等	内 容
地域活動支援センター 「たんぽぽ」の管理運営 ※町委託	・心身に障がいがあり雇用されることが困難な15歳以上の 通所できる方に作業訓練や生活指導を行い自立を支援する 入所定員 13名 入所者数 11名

12. 団体支援事業

事業等	内 容
福祉団体等助成	・福祉団体活動費助成
生き生きクラブ推進	・事務事業を支援し生き生きクラブ活動を推進する
千葉県共同募金会 横芝光町支会	・横芝光町支会業務 ・赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金運動
日本赤十字社千葉県支部 横芝光町分区	・横芝光町分区業務及び会員募集 ・赤十字奉仕団活動支援
遺族会事業協力	・遺族会戦没者追悼式事業協力

新規事業

13. 婚活支援事業

婚活支援事業	・婚活支援事業の計画 ・運営委員会発足
--------	------------------------